



鳥取県公報

平成 25 年 9 月 26 日 (木)
号外第 106 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県県民投票規則 (68) (県民課)	4
-------	--------------------------------	---

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県県民投票規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県民参画基本条例（以下「条例」という。）の施行に伴い、県民投票に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 投票請求

ア 代表者証明書の交付手続を定める。

イ 署名等の収集期間は2か月とする等署名等の収集に関し必要な事項を定める。

ウ 選挙管理委員会による署名審査の期間を署名簿提出から20日以内とする等署名簿の審査等に関し必要な事項を定める。

エ 投票請求は、署名簿の返付から10日以内に知事に対して行わなければならないこととする等投票請求に関し必要な事項を定める。

(2) 鳥取県県民投票選択肢等検討委員会

ア 委員会は、委員5人以内で組織する。

イ 委員のうち2名は、県民投票請求代表者が推薦した者又は公募に応じた者から選任する。

ウ 特別の事項を調査審議する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

エ その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(3) 県民投票の実施

ア 総則

(ア) 県民投票事務の管理

県民投票に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

(イ) 投票区及び開票区

投票区及び開票区は、市町村の区域ごとに選挙管理委員会が定める。

イ 投票

(ア) 投票管理者等

投票区ごとに投票管理者及び投票立会人を、市町村の区域ごとに不在者投票事務責任者を置く。

(イ) 投票所

投票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(ウ) 投票の記載事項及び投函

投票人は、投票所において、投票用紙に記載された選択肢のいずれか1つに対応する記載欄に○の記号を自書して、投票箱に入れなければならない。

(エ) 点字投票

盲人である投票人は、点字投票をすることができる。

(オ) 代理投票

心身の故障その他の事由により○の記号を自書することができない投票人は、代理投票をすることができる。

(カ) 期日前投票

県民投票の当日に投票することができないと見込まれる者は、期日前投票をすることができる。

(キ) 不在者投票

県民投票の当日に投票することができないと見込まれる者のうち一定のものは、期日前投票のほか、次に掲げる不在者投票をすることができる。

a 不在者投票管理者の管理する投票記載場所における不在者投票

不在者投票管理者が定められている場合に行うことができる。

b 郵便等投票

身体に重度の障害がある者及び公職選挙法に基づく選挙であるならばaを行うことができる者のうちこれを行うことができないもの（県外に滞在中の者、県外の病院等に入院等をしている者等）が行うことができる。

(ク) その他投票に関し必要な事項を定める。

ウ 開票

(ア) 開票管理者等

開票区ごとに開票管理者及び開票立会人を置く。

(イ) 開票所

開票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(ウ) 県民投票の成立・不成立の決定

a 選挙管理委員会は、当日投票資格者総数と投票者総数を計算し、知事に報告する。

b 知事は、県民投票の成立・不成立を決定するとともに告示し、開票管理者、県議会議長等に通知する。

(エ) 開票

開票管理者は投票を点検し、直ちにその結果を県民投票長に報告する。

(オ) その他開票に関し必要な事項を定める。

エ 県民投票会

(ア) 県民投票長等

県民投票に、県民投票長及び県民投票会立会人を置く。

(イ) 県民投票会

県民投票長は県民投票会を開き、開票管理者からの報告を調査し、それぞれの選択肢に対する投票の総数を計算する。

(ウ) その他県民投票会に関し必要な事項を定める。

オ 補則

(ア) 投票日の特例の対象としない選挙

原則として県民投票実施の告示の日の翌日から起算して60日以内とされる投票日について、公職選挙の期日を投票日とする場合にはこの期間を延長することができるとする特例の対象としない選挙として、市町村議会の議員の選挙等を定める。

(イ) 条例等に定めのない事項

条例及びこの規則に定めるもののほか、県民投票については、その性質に反しない限り、地方自治法における長の解職の投票の例による。

(4) 雑則

ア 経費の負担

県民投票事務の一部の処理を市町村等に委託する場合には、その経費は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律により国が負担する経費等を勘案して知事が定める基準に基づき、県が負担する。

イ 委任

条例及びこの規則に定めるもののほか県民投票に関し必要な事項は、知事（選挙管理委員会に委任された事務に係るものにあつては選挙管理委員会）が別に定める。

(5) 施行期日

施行期日は、平成25年10月1日とする。

規 則

鳥取県県民投票規則をここに公布する。

平成25年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第68号

鳥取県県民投票規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 投票請求（第4条－第15条）
- 第3章 鳥取県県民投票選択肢等検討委員会（第16条－第21条）
- 第4章 県民投票の実施
 - 第1節 総則（第22条・第23条）
 - 第2節 投票（第24条－第48条）
 - 第3節 開票（第49条－第61条）
 - 第4節 県民投票会（第62条－第68条）
 - 第5節 補則（第69条－第72条）
- 第5章 雑則（第73条・第74条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取県民参画基本条例（平成25年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）第17条第3項、第18条第7項、第23条第1項及び第27条の規定に基づき、県民投票に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（事務の委任）

第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、条例第19条第1項及び第21条に規定する事務並びに第2章（次条、第5条、第6条第2項及び第15条を除く。）、第4章（第55条第3項及び第71条第2項を除く。）及び第74条（選挙管理委員会に委任された事務に係る部分に限る。）に規定する事務を選挙管理委員会に委任する。

第2章 投票請求

（代表者証明書の交付）

第4条 投票請求の代表者（以下「代表者」という。）となろうとする者は、県民投票に付そうする事項及び選択肢の案並びにその趣旨（以下「投票事項等」という。）を記載した県民投票実施請求書（様式第1号。以下「実施請求書」という。）を添えた県民投票実施請求代表者証明書交付申請書（様式第2号）によって、知事に対し、代表者であることを証する県民投票実施請求代表者証明書（様式第3号。以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、知事は、申請者が投票資格者であるか否かの確認を行い、その確認ができたときは、これに代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示するとともに、実施請求書を返付するものとする。

3 代表者証明書の交付を受けた代表者が2人以上ある場合において、その代表者の一部が投票資格者でなくな

ったときは、他の代表者は、当該代表者証明書を添えて知事に届け出て、当該代表者証明書に代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

- 4 知事は、前項の届出を受けたときその他代表者の全部又は一部が投票資格者でなくなったことを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

(代表者証明書の交付の拒否)

第5条 知事は、実施請求書に記載された県民投票に付そうとする事項又は選択肢の案が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項の規定にかかわらず、代表者証明書を交付しない。

- (1) 条例第15条第2項の規定により投票請求を行うための手続を開始することができない事項に該当するとき(同項に規定する期間内に前条第1項の規定による請求がされた場合に限る。)
- (2) 条例第12条の規定により県民投票を行うことができる事項に該当しないことが明らかであるとき。
- (3) 複数の選択肢の案が明示されていないとき。

(選挙人名簿登録者の総数の10分の1の数等の告示等)

第6条 選挙管理委員会は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による登録が行われたときは、当該登録が行われた日における選挙人名簿登録者の総数の10分の1の数及び3分の1の数(その総数が40万人を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万人に3分の1を乗じて得た数とを合算した数)(以下「10分の1の数等」という。)を直ちに告示しなければならない。

- 2 知事は、第4条第2項の規定により代表者証明書を交付するときは、当該交付の日において前項の規定により告示されている10分の1の数等を代表者に通知するものとする。第12条第2項の規定による証明が終了するまでの間に前項の規定による告示があったときも、同様とする。

- 3 条例第14条第1項に規定する選挙人名簿登録者の総数の10分の1の数及び条例第16条第1項第1号に規定する選挙人名簿登録者の総数の3分の1の数(その総数が40万人を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万人に3分の1を乗じて得た数とを合算した数)は、第12条第2項の規定による証明が終了した時点において第1項の規定により告示されている数とする。

(署名等の収集)

第7条 代表者は、県民投票実施請求者署名簿(様式第4号。以下「署名簿」という。)に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して選挙人名簿登録者に対し、署名等(署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)別表第1に定める点字(以下「点字」という。))で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。))をし印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。)を求めなければならない。

- 2 署名簿は、市町村ごとに作成しなければならない。
- 3 県の区域内で衆議院議員、参議院議員又は県議会若しくは市町村議会の議員若しくは知事若しくは市町村長の選挙が行われることとなるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第92条第4項に規定する期間、当該選挙が行われる区域内においては第1項の署名等を求めることができない。
- 4 第1項の署名等は、第4条第2項の規定による告示があった日から2月以内でなければ求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった区域においては、その期間は、同項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間を除き、同条第2項の規定による告示があった日の翌日から起算して62日以内とする。

(署名等収集の委任)

第8条 代表者は、選挙人名簿登録者に委任して、その者の属する市町村の選挙人名簿登録者について前条第1項の署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに県民投票実施請求署名収集委任状(様式第5号)を付した署名簿を用いなければならない。

(氏名の代筆)

第9条 選挙人名簿登録者は、心身の故障その他の事由により署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙人名簿登録者(代表者及び前条の規定により当該代表者の委任を受けて署名等を求める

者を除く。)に委任して、自己の氏名(以下「請求者の氏名」という。)を署名簿に記載させることができる。この場合において、当該請求者の氏名の記載は、請求者の署名とみなす。

2 前項の規定により委任を受けた者(以下「氏名代筆者」という。)が請求者の氏名を署名簿に記載する場合においては、当該氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

(署名簿の提出等)

第10条 代表者は、署名簿に署名等をした者の数が第6条第1項の規定により告示されている選挙人名簿登録者の総数の10分の1の数以上となったときは、第7条第4項の規定による期間が満了する日(同項ただし書の規定が適用される場合には、県の区域の全部について同項の規定による期間が満了する日)の翌日から起算して10日を経過する日までに、選挙管理委員会に対し、県民投票実施請求者署名等証明請求書(様式第6号)を添えた署名簿(署名簿が2冊以上に分かれているときは、これを一括したもの)を提出し、当該署名簿に係る署名等の効力の証明を求めなければならない。

2 代表者は、県の区域の一部について第7条第4項ただし書の規定が適用される場合には、市町村の区域ごとに同項の規定による期間が満了する日の翌日から起算して10日を経過する日までに、県民投票実施請求者署名簿仮提出書(様式第7号)を添えた当該市町村の区域に係る署名簿を選挙管理委員会に仮提出しなければならない。ただし、仮提出をすべき期間内に前項の規定による提出をするときは、この限りでない。

3 前項の規定により仮提出された署名簿については、代表者が第1項に規定する日までに同項の規定による提出をする旨を申し出たときは、その申出があったことをもって同項の規定による提出があったものとみなす。

4 選挙管理委員会は、署名簿の提出又は仮提出が第1項又は第2項に規定する日を経過した後になされたものであるときは、当該署名簿に係る署名等の効力の証明をしないものとする。

(署名等の取消し)

第11条 署名等をした者は、代表者が前条第1項の規定による提出をするまでの間は、代表者を通じて署名等を取り消すことができる。

(署名簿の審査等)

第12条 選挙管理委員会は、第10条第1項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日の翌日から起算して20日以内に署名簿に係る署名等の効力の審査を行い、これを決定しなければならない。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により署名等の効力を決定するときは、印をもってその有効無効の証明をするものとする。この場合において、同一人に係る2以上の有効な署名等があるときは、そのいずれかを有効と決定しなければならない。

3 選挙管理委員会は、署名審査録を作製し、署名等の効力の決定に関し関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名等についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載するものとする。

4 選挙管理委員会は、第2項の規定による署名等の証明が終了したときは、直ちに署名等の総数及び有効な署名等の総数を告示し、かつ、公衆の見やすい方法により公表するとともに、その日の翌日から起算して7日間、署名簿を関係人の縦覧に供するものとする。

5 選挙管理委員会は、前項の署名簿の縦覧の期間及び場所についてあらかじめ告示し、かつ、公衆の見やすい方法により公表するものとする。

(異議の申出等)

第13条 署名簿の署名等に関し異議のある関係人は、前条第4項の規定による縦覧の期間内に、選挙管理委員会に対し、文書をもってこれを申し出ることができる。

2 選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日の翌日から起算して14日以内にその異議の申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに前条第2項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、かつ、これを告示し、その申出を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の規定により証明の修正をする場合においては、第1項の規定による異議の申出に基づく修正である旨、申出人の氏名及び決定の年月日を署名簿に付記するとともに、署名審査録にその修正の

次第を記載しなければならない。

- 4 選挙管理委員会は、前条第4項の規定による縦覧の期間内に第1項の規定による異議の申出がないとき、又は当該異議の申出の全てについて決定をしたときは、その旨及び有効な署名等の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付しなければならない。
- 5 選挙管理委員会は、前項の規定により署名簿を代表者に返付する場合には、市町村ごとの署名簿の末尾に当該市町村ごとの署名等の数並びに有効な署名等の数及び無効な署名等の数を記載するとともに、署名簿全体の末尾に署名等の総数並びに有効な署名等の総数及び無効な署名等の総数を記載しなければならない。
(署名等の効力)

第14条 次に掲げる署名等は、無効とする。

- (1) 条例及びこの規則に定める手続によらない署名等
- (2) 何人であるかを確認し難い署名等
- 2 前条第1項の規定により詐欺又は脅迫に基づく旨の異議の申出があった署名等で選挙管理委員会がその申出を正当であると決定したものは、無効とする。
- 3 選挙管理委員会は、署名等の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

(投票請求)

第15条 投票請求は、代表者が第13条第4項の規定により署名簿の返付を受けた日の翌日から起算して10日以内に、知事に対し、署名簿を添えた実施請求書を提出しなければならない。

- 2 投票請求が条例第12条第1項に規定する選挙人名簿登録者の総数の10分の1の数の有効な署名等を欠いているとき、又は前項に規定する期間を経過しているときは、知事は、投票請求を拒否するものとする。
- 3 投票請求が条例及びこの規則に定める方式を欠いているときは、知事は、5日以内の期限を付して補正させるものとする。この場合において、代表者が当該期限までに補正をしないときは、知事は、投票請求を拒否するものとする。
- 4 知事は、投票請求があったときは、前2項の規定によりこれを拒否する場合を除き、代表者の住所氏名及び投票事項等を告示し、かつ、公衆の見やすい方法により公表しなければならない。

第3章 鳥取県民投票選択肢等検討委員会

(組織等)

第16条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 知事は、代表者から投票請求による県民投票に係る委員会の委員の推薦があったときは、2人を超えない範囲で当該推薦に基づき委員を選任しなければならない。
- 3 前項の規定による委員の推薦は、推薦する者の住所及び氏名を記載した文書に、その者の承諾書を添えてしなければならない。
- 4 知事は、投票請求による県民投票以外の県民投票に係る委員会の委員のうち2人は、公募に応じた者の中から選任しなければならない。ただし、公募に応じた者が2人に満たなかったときは、この限りでない。
- 5 知事は、特別の事項を調査審議するために必要があるときは、第1項に規定する委員以外に、当該事項を調査審議する委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

(会長)

第17条 委員会に会長を置き、委員（臨時委員を除く。以下同じ。）の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第18条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席したものの過半数で決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第19条 委員会は、条例第18条第5項の規定による意見聴取のほか、必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第20条 委員会の庶務は、未来づくり推進局県民課において処理する。

(雑則)

第21条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第4章 県民投票の実施

第1節 総則

(県民投票事務の管理)

第22条 県民投票に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

(投票区及び開票区)

第23条 投票区及び開票区は、市町村の区域ごとに選挙管理委員会が定め、これを告示する。

第2節 投票

(投票管理者等)

第24条 県民投票に、投票区ごとに投票管理者を、市町村の区域ごとに不在者投票事務責任者を置く。

2 投票管理者及び不在者投票事務責任者は、投票資格者(代表者を除く。次条において同じ。)の中から選挙管理委員会の選任した者を充てる。

3 投票管理者は投票に関する事務を、不在者投票事務責任者は第40条の規定による投票に関する事務を担当する。

4 投票管理者及び不在者投票事務責任者は、投票資格者でなくなったときは、その職を失う。

(投票管理者等の職務代理者の選任)

第25条 選挙管理委員会は、投票管理者若しくは不在者投票事務責任者に事故があり、又は投票管理者若しくは不在者投票事務責任者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、投票資格者の中から、それぞれあらかじめ選任しておかなければならない。

2 選挙管理委員会は、投票管理者若しくは不在者投票事務責任者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに投票資格者の中から、臨時に投票管理者又は不在者投票事務責任者の職務を代理すべき者を選任しなければならない。

(投票管理者等又はその職務代理者の氏名等の告示)

第26条 選挙管理委員会は、第24条第2項又は前条第1項の規定により投票管理者若しくは不在者投票事務責任者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(指定投票区)

第27条 選挙管理委員会は、投票区に市町村の区域を分けて数投票区を設けたものがある場合には、1以上の投票区を指定し、当該指定した投票区(以下「指定投票区」という。)の投票管理者に、当該指定投票区の属する開票区に属する投票区であって選挙管理委員会が指定するもの(以下「指定関係投票区」という。)に属する投票人がした第40条の規定による投票に関する事務の一部を行わせることができる。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により指定投票区及び指定関係投票区を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。指定投票区の指定を取り消し、又は指定関係投票区を変更したときも、同様とする。

(投票立会人)

第28条 選挙管理委員会は、投票区ごとにその投票区における選挙人名簿登録者(代表者を除く。次項において

同じ。)の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、投票日の3日前までに本人に通知しなければならない。

- 2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になっても2人に達しないとき又はその後2人に達しなくなったときは、投票管理者は、その投票区における選挙人名簿登録者の中から2人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。
- 3 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。
- 4 選挙管理委員会は、第1項の規定により投票立会人を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名をその投票立会人に係る投票区の投票管理者に通知しなければならない。

(投票所)

第29条 投票所は、投票区ごとに選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

- 2 選挙管理委員会は、投票日から少なくとも5日前に、投票所の場所を告示しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、天災その他避けることのできない事故により前項の規定により告示した投票所を変更したときは、投票日における場合を除き、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 4 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、選挙管理委員会は、投票人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は投票人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。
- 5 選挙管理委員会は、前項ただし書の規定により投票所の開閉時刻を変更する場合は、直ちにその旨を告示するとともに、その投票所に係る投票管理者に通知しなければならない。

(選挙人名簿と投票)

第30条 選挙人名簿登録者でない者は、投票をすることができない。

- 2 選挙人名簿登録者であっても選挙人名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。
- 3 選挙人名簿登録者は、県内の他の市町村の区域内に住所を移した場合においてなお投票資格者であるときは、当該他の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、現に選挙人名簿に登録されている市町村において投票をすることができる。

(投票資格者でない者の投票)

第31条 投票日(第39条第1項の規定による投票にあつては、当該投票の日)に投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(投票所における投票)

第32条 投票人は、投票日に自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

- 2 投票人は、公職選挙法第19条第4項に規定する選挙人名簿の抄本に記載されている事項(当該選挙人名簿の抄本に係る選挙人名簿が磁気ディスク(同条第3項に規定する磁気ディスクをいう。)をもって調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている一部の事項)を記載した書類又は当該事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記載された事項の対照を受けなければ、投票をすることができない。
- 3 県内の他の市町村の区域内に住所を移した投票人が従前の市町村において投票をする場合においては、前項の対照を受ける際に、引き続き県の区域内に住所を有することの確認を受けなければ、投票をすることができ

ない。

(投票人確認名簿の送付)

第33条 選挙管理委員会は、投票所を開く時刻までに、各投票区の投票管理者に、その投票区の区域に係る前条第2項に規定する書類又は電磁的記録媒体（以下「投票人確認名簿」という。）を送付しなければならない。

2 選挙管理委員会は、指定投票区及び指定関係投票区を指定している場合には、投票所を開く時刻までに、指定投票区の投票管理者に、当該指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る投票人確認名簿を送付しなければならない。

(投票用紙の交付)

第34条 投票用紙は、投票日に、投票所において投票人に交付する。

2 投票用紙の様式は、選挙管理委員会が別に定める。

3 投票用紙に記載する選択肢の順序は、条例第17条第1項の規定による告示に記載された順序とする。

(投票用紙の交付の際の確認)

第35条 投票管理者は、投票立会人の面前において、投票人が選挙人名簿登録者であることを投票人確認名簿（当該投票人確認名簿が電磁的記録媒体である場合には、当該投票人確認名簿に記録されている事項又は当該事項を記載した書類。第43条及び第45条第4項において同じ。）と対照して確認した後（県内の他の市町村の区域内に住所を移した投票人で従前の市町村において投票をしようとするものにあつては、併せて、その者が引き続き県の区域内に住所を有することを確認した後）に、その者に投票用紙を交付しなければならない。

(投票の記載事項及び投函)

第36条 投票人は、投票所において、投票用紙に記載された選択肢のいずれか1つについて、当該選択肢に対応する記載欄に○の記号を自書して、当該投票用紙を投票箱に入れなければならない。

2 投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。

(点字投票)

第37条 盲人である投票人は、投票管理者に申し立てることにより、点字によって投票をすることができる。

2 前項の申立てがあつた場合には、投票管理者は、選挙管理委員会が別に定める点字用の投票用紙を交付しなければならない。

3 前条第1項の規定にかかわらず、第1項の規定による投票は、投票所において、選択肢に付された番号のいずれか1つを点字により投票用紙に自書して、当該投票用紙を投票箱に入れることにより行わなければならない。

(代理投票)

第38条 心身の故障その他の事由により、○の記号を自書し、又は選択肢に付された番号を点字により自書することができない投票人は、第36条第1項及び第59条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

(期日前投票)

第39条 投票日に公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由（以下「不在者投票事由」という。）のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、第32条第1項の規定にかかわらず、告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

2 期日前投票所は、市町村の区域ごとに、告示日の翌日から投票日の前日までの間（1の市町村の区域内に2以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、それぞれの市町村における1の期日前投票所を除き、選挙管理委員会の指定した期間）、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

3 選挙管理委員会は、告示日に、期日前投票所の場所及び期日前投票所を設ける期間を告示しなければならない。

い。

- 4 選挙管理委員会は、天災その他避けることのできない事故により前項の規定により告示した期日前投票所を変更したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 5 前3項に定めるもののほか、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人その他第1項の規定による投票については、公職選挙法第48条の2第2項及び第3項並びに公職選挙法施行令第49条の7及び第49条の9の規定の例により、この節の規定を適用する。

(不在者投票)

第40条 前条第1項の投票人の投票については、同項の規定によるほか、第32条、第34条、第36条第1項、第37条第3項及び第38条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、当該投票用紙を封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

- 2 次に掲げる者の投票については、前条第1項及び前項の規定によるほか、第32条、第34条、第36条第1項及び第38条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、当該投票用紙を公職選挙法第49条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行わせることができる。

(1) 公職選挙法施行令第59条の2各号に掲げる者

- (2) 公職選挙法に基づく選挙であるとしたならば同法第49条第1項の規定による投票を行うことができる者のうち、前項の不在者投票管理者が定められていないことにより同項の規定による投票を行うことができないもの

(不在者投票管理者)

第41条 前条第1項の不在者投票管理者は、投票人が現に所在し又は居住する地の市町村（県内の市町村に限り、当該投票人が登録されている選挙人名簿の属する市町村を除く。）に係る不在者投票事務責任者とする。

- 2 投票日に投票資格者に該当すると見込まれる投票人であって現に投票資格者でないもの（以下「投票資格見込者」という。）のうち次条第2項の規定による請求をしたもの前条第1項の規定による投票については、前項の規定にかかわらず、その投票人が登録されている選挙人名簿の属する市町村に係る不在者投票事務責任者を前条第1項の不在者投票管理者とする。
- 3 公職選挙法施行令第55条第2項の規定により選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム（同令第50条第1項に規定する老人ホームをいう。）、身体障害者支援施設（同令第50条第1項に規定する身体障害者支援施設をいう。）又は保護施設（同令第50条第1項に規定する保護施設をいう。）に入院又は入所をしている者（次条第2項の規定による請求をした者を除く。）の前条第1項の規定による投票については、第1項の規定によるほか、当該施設の長又は管理者を前条第1項の不在者投票管理者とすることができる。
- 4 公職選挙法施行令第55条第4項第3号及び第4号に掲げる者（県の区域内に所在する施設に収容又は留置をされている者に限る。）の前条第1項の規定による投票については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その者が収容又は留置をされている施設の長又は管理者を不在者投票管理者とすることができる。
- 5 前2項に規定する施設の長又は管理者が代表者となり、不在者投票管理者となることを断り、若しくは外国人である場合又はその者に事故があり、若しくは欠けた場合は、その者の職務を代理すべき者を前条第1項の不在者投票管理者とすることができる。

(投票用紙及び投票用封筒の請求)

第42条 第40条第1項の規定による投票をしようとする投票人（投票資格見込者であってその登録されている選挙人名簿の属する市町村において同項の規定による投票をしようとするものを除く。）は、投票日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村に係る不在者投票事務責任者に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することが

きる。

- 2 投票資格見込者であってその登録されている選挙人名簿の属する市町村において第40条第1項の規定による投票をしようとするものは、告示日の翌日から投票日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村に係る不在者投票事務責任者に対して、直接に、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。
- 3 点字によって投票をしようとする投票人は、前2項の規定による請求をする際にその旨を申し立てなければならない。
- 4 前条第3項から第5項までの規定により不在者投票管理者となった者は、その者が不在者投票管理者である施設に入院若しくは入所をし、又は収容若しくは留置をされている投票人の依頼があった場合においては、自ら又はその代理人によって、当該投票人に代わって、文書をもって第1項の規定による申立て及び請求並びに前項の規定による申立てをすることができる。
- 5 県内の他の市町村の区域内に住所を移した投票人が従前の市町村に係る不在者投票事務責任者に対して第1項の規定による請求をする場合又はその者に代わって前項の不在者投票管理者若しくはその代理人が同項の規定による請求をする場合においては、引き続き県の区域内に住所を有することの確認を受けなければならない。

(投票用紙及び投票用封筒の交付)

第43条 不在者投票事務責任者は、前条第1項、第2項又は第4項の規定による請求を受けた場合において、請求に係る者が選挙人名簿登録者であることを投票人確認名簿と対照して確認して（前条第5項の場合にあっては、併せて、その者が引き続き県の区域内に住所を有することを確認して）、その者が投票日に不在者投票事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、直ちに（前条第1項又は第4項の規定により告示日以前に請求を受けた場合にあつては、告示日の翌日（郵便等をもって発送するときは、不在者投票事務責任者の定める告示日以前の日）以後直ちに）次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 前条第1項の規定による請求を受けた場合にあつては、投票用紙及び投票用封筒を投票人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送すること。
- (2) 前条第2項の規定による請求を受けた場合にあつては、投票用紙及び投票用封筒を投票人に直接に交付すること。
- (3) 前条第4項の規定による請求を受けた場合にあつては、投票用紙及び投票用封筒を当該不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって発送すること。

(郵便等による不在者投票の代理記載)

第44条 第40条第2項の規定による投票をしようとする投票人のうち公職選挙法施行令第59条の3の2第1項各号に掲げる者に該当するものは、第59条の規定にかかわらず、あらかじめその登録されている選挙人名簿の属する市町村に係る不在者投票事務責任者に届け出た者（公職選挙法の規定による選挙権を有する者に限る。）又は同令第59条の3第1項に規定する郵便等投票証明書（同令第59条の3の2第5項の規定による記載を受けているものを除く。以下「代理記載郵便等投票証明書」という。）に同令第59条の3の3第3項の規定により代理記載人となるべき者として記載されている者（以下「代理記載人」という。）に投票に関する記載をさせることができる。

- 2 前項の規定による届出は、代理記載人となるべき者1名の氏名、住所及び生年月日を記載した文書により行わなければならない。この場合において、当該文書には、次に掲げる文書を添えなければならない。
 - (1) 公職選挙法施行令第59条の3の2第3項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める文書又は同令第59条の3第1項に規定する郵便等投票証明書（同令第59条の3の2第4項の規定による記載を受けているものに限り、同条第5項の規定による記載を受けているものを除く。）
 - (2) 代理記載人となるべき者が署名（点字によるものを除く。以下第46条までにおいて同じ。）をした代理記載人となることについての同意書及び公職選挙法の規定による選挙権を有する者であることを当該代理記載人となるべき者が誓う旨の宣誓書

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第45条 第40条第2項の規定による投票をしようとする投票人は、投票日の4日前までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村に係る不在者投票事務責任者に対して、当該投票人が署名をした文書により、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。この場合において、当該文書には、第40条第2項各号に掲げる者に該当すること及び同項第2号に掲げる者にあつては投票日に該当すると見込まれる不在者投票事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の当該投票人が署名をした宣誓書を添えなければならない。

- 2 前条第1項の規定による届出をした投票人又は代理記載郵便等投票証明書の交付を受けている投票人（以下「代理郵便等投票資格者」という。）が前項の規定による請求をする場合においては、同項の規定にかかわらず、当該投票人の署名に代えて、代理記載人に当該投票人の氏名を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人は、当該文書及び宣誓書に署名をしなければならない。
- 3 県内の他の市町村の区域内に住所を移した投票人が従前の市町村に係る不在者投票事務責任者に対して第1項の規定による請求をする場合には、引き続き県の区域内に住所を有することの確認を受けなければならない。
- 4 不在者投票事務責任者は、第1項の規定による請求を受けた場合において、請求をした者が選挙人名簿登録者であることを投票人確認名簿と対照して確認して（前項の場合にあつては、併せて、その者が引き続き県の区域内に住所を有することを確認して）、その者が第40条第2項各号に掲げる者に該当すると認めるときは、直ちに（告示日以前に請求を受けた場合には、不在者投票事務責任者の定める告示日以前の日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該投票人に郵便等をもって発送しなければならない。

（郵便等による不在者投票における代理記載の方法）

第46条 代理郵便等投票資格者が第40条第2項の規定による投票をする場合においては、代理記載人をして投票用紙に記載された選択肢のうち当該代理郵便等投票資格者が指示するものに対応する記載欄に○の記号を記載させ、当該投票用紙を投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所並びに当該代理郵便等投票資格者の氏名を記載し、かつ、署名をさせ、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を記載させなければならない。

（投票録の作成）

第47条 投票管理者は、投票録（様式第8号）を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

（投票箱等の送致）

第48条 投票管理者は、当該投票管理者が開票管理者である場合を除くほか、1人又は数人の投票立会人とともに、投票日に、その投票箱、投票録及び投票人確認名簿を開票管理者に送致しなければならない。

第3節 開票

（開票管理者）

第49条 県民投票に、開票区ごとに開票管理者を置く。

- 2 開票管理者は、投票資格者（代表者を除く。次条において同じ。）の中から選挙管理委員会の選任した者を充てる。
- 3 開票管理者は、開票に関する事務を担当する。
- 4 開票管理者は、投票資格者でなくなったときは、その職を失う。

（開票管理者の職務代理者の選任）

第50条 選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、投票資格者の中からあらかじめ選任しておかななければならない。

- 2 選挙管理委員会は、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに投票資格者の中から、臨時に開票管理者の職務を代理すべき者を選任しなければならない。

(開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第51条 選挙管理委員会は、第49条第2項又は前条第1項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(開票立会人)

第52条 選挙管理委員会は、開票区ごとに、その開票区における選挙人名簿登録者(代表者を除く。第4項において同じ。)の中から、本人の承諾を得て、3人以上5人以下の開票立会人を選任し、投票日の3日前までに本人に通知しなければならない。

2 選挙管理委員会は、代表者から投票請求による県民投票に係る開票立会人の推薦があったときは、各開票区において2人を超えない範囲で当該推薦に基づき開票立会人を選任しなければならない。

3 前項の規定による開票立会人の推薦は、開票立会人に推薦する者の住所、氏名及び生年月日を記載した文書に、その者の承諾書を添えてしなければならない。

4 開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき又はその後3人に達しなくなったときは、開票管理者は、その開票区における選挙人名簿登録者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。

5 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

6 選挙管理委員会は、第1項の規定により開票立会人を選任した場合には、直ちに当該開票立会人の住所及び氏名並びに代表者から推薦された者については当該代表者の氏名をその開票立会人に係る開票区の開票管理者に通知しなければならない。

(開票所)

第53条 開票所は、開票区ごとに選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、あらかじめ開票所の場所を告示しなければならない。

(当日投票資格者数の計算等)

第54条 開票管理者は、第48条の規定による投票録の送致を受けたときは、開票立会人立会いの上で当日投票資格者数及び投票者数を計算し、選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 前項の当日投票資格者数は、開票区ごとの次に掲げる者の総数とする。

(1) 投票日における投票資格者(公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に当該市町村の区域内に住所を有しなくなった旨の表示がされている者のうち、現に投票した者以外の者を除く。)

(2) 前号に掲げる者以外の者であって第39条第1項の規定による投票をしたもの

3 第1項の投票者数は、次に掲げる者の総数とする。

(1) 第32条第1項の規定による投票をした者

(2) 第39条第1項の規定による投票をした者

(3) 第40条の規定による投票をした者のうち次に掲げる者以外のもの

ア 投票日における投票所を開くべき時刻までに死亡した者(投票日における投票所を閉じるべき時刻までに投票管理者がその者の死亡を知ったものに限る。)

イ その者がした投票が投票日における投票所を閉じるべき時刻を経過した後に投票管理者に送致されたもの

(県民投票の成立又は不成立の決定)

第55条 条例第24条の投票資格者の数は全ての開票所に係る当日投票資格者数を合計した数(以下「当日投票資格者総数」という。)とし、同条の投票総数は全ての開票所に係る投票者数を合計した数(以下「投票者総数」という。)とする。

2 選挙管理委員会は、全ての開票管理者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、直ちに当日投票資格者総数及び投票者総数を計算し、知事に報告しなければならない。

3 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに条例第24条の規定に基づき当該県民投票の成立又は

不成立を決定し、その内容並びに当日投票資格者総数及び投票者総数を告示するとともに、全ての開票管理者及び県議会の議長並びに投票請求による県民投票である場合にあっては代表者に通知しなければならない。

(開票の開始等)

第56条 開票管理者は、前条第3項の規定により県民投票の成立の決定の通知を受けたときは、直ちに開票を開始するものとする。

2 開票管理者は、前条第3項の規定により県民投票の不成立の決定の通知を受けたときは、投票を点検することなく封筒に入れて封印をし、投票録及び投票人確認名簿とともに速やかに選挙管理委員会に送付しなければならない。

(開票)

第57条 開票管理者は、投票を点検し、点検が終わったときは、直ちにその結果を県民投票長に報告しなければならない。

2 開票管理者は、前項の規定による報告をした後速やかに、点検済みの投票を投票録及び投票人確認名簿とともに選挙管理委員会に送付しなければならない。

(投票の効力の決定)

第58条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、次条及び第60条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第59条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの又は所定の○の記号の記載方法によらないもの
- (2) 複数の選択肢に対応する記載欄に○の記号を記載したもの
- (3) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (4) ○の記号を自書しないもの
- (5) いずれの選択肢に対応する記載欄に○の記号を記載したかを確認し難いもの

(点字投票の無効投票)

第60条 前条の規定にかかわらず、点字投票については、次の各号のいずれかに該当する投票を無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 複数の選択肢に付された番号を記載したもの
- (3) 選択肢に付された番号以外の事項を記載したもの
- (4) 選択肢に付された番号を自書しないもの
- (5) 選択肢に付されたいずれの番号を記載したかを確認し難いもの

(開票録の作成)

第61条 開票管理者は、開票録(様式第9号)を作り、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

第4節 県民投票会

(県民投票長)

第62条 県民投票に、県民投票長を置く。

2 県民投票長は、投票資格者(代表者を除く。次条において同じ。)の中から選挙管理委員会の選任した者を充てる。

3 県民投票長は、県民投票会に関する事務を担当する。

4 県民投票長は、投票資格者でなくなったときは、その職を失う。

(県民投票長の職務代理者の選任)

第63条 選挙管理委員会は、県民投票長に事故があり、又は県民投票長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、投票資格者の中からあらかじめ選任しておかなければならない。

2 選挙管理委員会は、県民投票長及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに投票資格者の中から、臨時に県民投票長の職務を代理すべき者を選任しなければならない。

(県民投票長又はその職務代理者の氏名等の告示)

第64条 選挙管理委員会は、第62条第2項又は前条第1項の規定により県民投票長又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(県民投票会立会人)

第65条 選挙管理委員会は、投票資格者（代表者を除く。第4項において同じ。）の中から、本人の承諾を得て、3人以上5人以下の県民投票会立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知しなければならない。

2 選挙管理委員会は、代表者から投票請求による県民投票に係る県民投票会立会人の推薦があったときは、2人を超えない範囲で当該推薦に基づき県民投票会立会人を選任しなければならない。

3 前項の規定による県民投票会立会人の推薦は、県民投票会立会人に推薦する者の住所、氏名及び生年月日を記載した文書に、その者の承諾書を添えてしなければならない。

4 県民投票会立会人で参会する者が県民投票会を開くべき時刻になっても3人に達しないとき又はその後3人に達しなくなったときは、県民投票長は、投票資格者の中から3人に達するまでの県民投票会立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、県民投票会に立ち合わせなければならない。

5 県民投票会立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(県民投票会の場所及び日時)

第66条 県民投票会は、選挙管理委員会の指定した場所で開く。

2 選挙管理委員会は、あらかじめ県民投票会の場所及び日時を告示しなければならない。

(県民投票会の開催)

第67条 県民投票長は、全ての開票管理者から第57条第1項の規定による報告を受けた日又はその翌日に県民投票会を開き、県民投票会立会人立会いの上でその報告を調査し、それぞれの選択肢に対する投票の総数を計算し、知事に報告しなければならない。

(県民投票録の作成等)

第68条 県民投票長は、県民投票録（様式第10号）を作り、県民投票会に関する次第を記載し、県民投票会立会人とともに、これに署名しなければならない。

第5節 補則

(投票日の特例の対象としない選挙)

第69条 条例第17条第3項に規定する規則で定める選挙は、次のとおりとする。

- (1) 市町村議会の議員の選挙
- (2) 市町村長の選挙
- (3) 議員の再選挙又は増員選挙

(投票記載所の掲示)

第70条 選挙管理委員会は、投票日に投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に選択肢その他必要な事項の掲示をするものとする。

2 選挙管理委員会は、告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所及び不在者投票事務責任者の管

理する投票を記載する場所内の適当な箇所に選択肢その他必要な事項の掲示をするものとする。

- 3 前2項の掲示における選択肢の掲載の順序は、条例第17条第1項の規定による告示に記載された順序とする。

(県民投票広報)

第71条 選挙管理委員会は、県民投票の趣旨、選択肢その他条例第17条第1項の告示の内容、関連情報についての委員会の検討の結果その他県民投票に関し必要な情報を掲載した県民投票広報を、県民投票ごとに1回発行するものとする。

- 2 県民投票広報の内容は、知事が定めるものとする。この場合において、選択肢の掲載の順序は、条例第17条第1項の規定による告示に記載された順序とする。

- 3 県民投票広報は、選挙人名簿登録者の属する各世帯に対して、投票日の2日前までに配布するものとする。

- 4 選挙管理委員会は、前項の規定により県民投票広報を配布することが困難であると認められる区域については、投票日の2日前までに新聞折込みその他これに準ずる方法により県民投票広報を配布することによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、県の事務所、市役所、町村役場その他適当な場所へ県民投票広報を備え置くこと、インターネットに掲載することその他の方法により県民投票広報の配布を補完する措置を講ずることにより、投票資格者が県民投票広報を容易に入手することができるよう努めるものとする。

- 5 選挙管理委員会は、天災その他特別の事情があるときは、県民投票広報の発行を中止するものとする。

(条例等に定めのない事項)

第72条 条例及びこの章に定めるもののほか、県民投票については、その性質に反しない限り、地方自治法第81条第2項において準用する同法第76条第3項の規定による解職の投票の例による。この場合において、その例による同法第85条第1項において準用する公職選挙法その他の法令の規定中市町村の選挙管理委員会に関する規定は選挙管理委員会に関する規定と、選挙を行う場合に用いるべき選挙人名簿又はその抄本に関する規定は投票人確認名簿に関する規定と、市町村の選挙管理委員会の委員長に関する規定は不在者投票事務責任者に関する規定と、選挙会、選挙長、選挙立会人及び選挙録に関する規定は県民投票会、県民投票長、県民投票会立会人及び県民投票録に関する規定とみなす。

第5章 雑則

(経費の負担)

第73条 県民投票に関する事務の一部の処理を県内の市町村その他の者に委託する場合には、当該事務の処理に必要な経費は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の規定により国が負担する経費等を勘案して知事が別に定める基準に基づき、県が負担する。

(委任)

第74条 条例及びこの規則に定めるもののほか、県民投票に関し必要な事項は、知事（選挙管理委員会に委任された事務に係るものあつては選挙管理委員会）が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

県 民 投 票 実 施 請 求 書

1 請求事項

_____ に関する県民投票の実施

2 選択肢の案

選択肢1 _____

選択肢2 _____

-
-

3 請求の趣旨

上記のとおり鳥取県民参画基本条例第14条第1項の規定により、県民投票の実施を請求します。

年 月 日

職 氏 名 様

県民投票請求代表者

住 所

氏 名



生年月日

性別

備 考

- 1 この請求書又はその写しは、県民投票実施請求者署名簿ごとにつづり込むこと。
- 2 氏名は、自署（点字で自己の氏名を記載することを含む。）をすること。
- 3 請求代表者が2名以上あるときは、全ての請求代表者の住所、氏名、生年月日及び性別を記載し、押印をすること。

様式第2号（第4条関係）

県民投票実施請求代表者証明書交付申請書

鳥取県県民投票規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり県民投票実施請求書を添え、県民投票実施請求代表者証明書の交付を申請します。

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名



生年月日

性別

備 考

2名以上の者により申請するときは、全ての者の住所、氏名、生年月日及び性別を記載し、押印をすること。

様式第3号（第4条関係）

県民投票実施請求代表者証明書

住 所

氏 名

生年月日

性 別

上記の者は、_____に関する県民投票実施請求代表者であることを証明する。

年 月 日

職 氏 名



備 考

請求代表者が2名以上あるときは、全ての請求代表者の住所、氏名、生年月日及び性別を記載すること。

様式第5号（第8条関係）

県 民 投 票 実 施 請 求 署 名 収 集 委 任 状

（ 受 任 者 ）

住 所

氏 名

生年月日

性 別

鳥取県県民投票規則第8条の規定に基づき、上記の者に対し、県民投票実施請求者署名簿に _____
_____ に関する県民投票の請求のための署名等を求めることを委任する。

年 月 日

県民投票実施請求代表者

住 所

氏 名

生年月日

Ⓧ

性別

備 考

請求代表者が2名以上あるときは、全ての請求代表者の住所、氏名、生年月日及び性別を記載し、
押印をすること。

様式第 6 号（第10条関係）

県 民 投 票 実 施 請 求 者 署 名 等 証 明 請 求 書

_____に関する県民投票実施請求者署名簿に署名等をした者の総数が 年 月 日付で告示された選挙人名簿登録者の総数の10分の1の数（_____人）以上となったので、鳥取県県民投票規則第10条第1項の規定により、別冊のとおり_____に関する県民投票実施請求者署名簿を提出し、（併せて 年 月 日付で仮提出した2に記載の署名簿について本提出をすることを申し出るとともに、これらの署名簿に係る）署名等の効力の証明を求めます。

1 今回提出する署名簿

署名簿数 _____ 冊

署名簿番号

市(町・村) 第 _____ 号から第 _____ 号まで 署名番号 第 _____ 号から第 _____ 号まで
市(町・村) 第 _____ 号から第 _____ 号まで 署名番号 第 _____ 号から第 _____ 号まで
市(町・村) 第 _____ 号から第 _____ 号まで 署名番号 第 _____ 号から第 _____ 号まで
・
・

2 仮提出した署名簿

署名簿数 _____ 冊

署名簿番号

市(町・村) 第 _____ 号から第 _____ 号まで 署名番号 第 _____ 号から第 _____ 号まで
市(町・村) 第 _____ 号から第 _____ 号まで 署名番号 第 _____ 号から第 _____ 号まで
市(町・村) 第 _____ 号から第 _____ 号まで 署名番号 第 _____ 号から第 _____ 号まで
・
・

3 署名総数 _____ 人

年 月 日

職 氏 名 様

県民投票実施請求代表者

住 所

氏 名

㊟

備 考

請求代表者が2名以上あるときは、全ての請求代表者の住所及び氏名を記載し、押印をすること。

様式第7号（第10条関係）

県民投票実施請求者署名簿仮提出書

鳥取県県民投票規則第10条第2項本文の規定により、別冊のとおり _____ に関する県民投票実施請求者署名簿を仮提出します。

署名簿数 冊

署名簿番号

市(町・村) 第	号から第	号まで	署名番号	第	号から第	号まで
市(町・村) 第	号から第	号まで	署名番号	第	号から第	号まで
市(町・村) 第	号から第	号まで	署名番号	第	号から第	号まで
・						
・						
・						

年 月 日

職 氏 名 様

県民投票実施請求代表者

住 所

氏 名



備 考

請求代表者が2名以上あるときは、全ての請求代表者の住所及び氏名を記載し、押印をすること。

様式第8号（第47条関係）

投 票 録

年 月 日 執行 投票区（ ）

1	投票所開設場所										
2	投票所の変更	年 月 日	場 所	理 由	告 示 年 月 日						
3	投票立会人	氏 名	選任年月日	立 会 時 間	参 会 時 刻	辞職の時刻及び理由					
4	投票所開閉時刻	午前	時開始	午後	時閉鎖						
5	投票箱、投票録及び投票人確認名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	(氏 名)									
6	投票の状況	区分	選挙人名簿登録者数	当日投票資格者数	投票者数	投票所における投票者数	不在者投票者数	投票者数	不在者投票者数	投票者数	不在者投票者数
		男									
		女									
		計									
(1)	投票用紙再交付者	(氏 名)	(再交付の理由)								
(2)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏 名)									
(3)	点字により投票をした者	(氏 名)									

(4) 代理投票	投票人	(氏名)	補助者	(氏名)
	投票総数			
(5) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた不在者投票	票内	受理と決定したもの	票	
	票内	不受理と決定したもの	票	
(6) 投票拒否の決定をした者	不受理の決定を受けた者	(氏名)	不受理又は拒否の決定を受けた者	(氏名)
	代理投票の拒否の決定を受けた者	(氏名)		
(7) 投票所事務従事者	公職選挙法第50条の例による投票の拒否	投票人の氏名	拒否の理由	仮投票の有無
	公職選挙法施行令第41条の例による代理投票の拒否			
総数	1	〇〇〇	人	
	2	〇〇〇	職員	
	3	その他の者	人	

年 月 日 調製

投票管理者

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

- 投票立会人
- 投票立会人
- 投票立会人
- 投票立会人
- 投票立会人

様式第9号（第61条関係）

開 票 録

年 月 日 執行 開票区（ ）

1	開票所開設場所	氏 名		参会又は選任時刻	辞職の時刻及び理由
2	開票立会人				
3	開票所開閉時刻	年 月 日	時 分	開始	
		年 月 日	時 分	閉鎖	
4	投票の状況	投票者数(A)	当日投票資格者数(B)	投票率(A)/(B)×100 %	
5	拒否の決定等を受けた投票	受 理	不 受 理		
6	開票の結果	投票総数	有効投票票	無効投票票	票 票 %
(1)	投票の内訳	票	票	票	票 %
(2)	有効投票の内訳	票 票			
(3)	無効投票の内訳	記号式投票	○の記号による記載方法のないもの	○の記号以外の事項を記載したもの	○の記号を自己の記号を記載したもの
		点字投票	所定の用紙を用いないもの	複数の選肢に○の記号を記載したもの	○の記号を自己の記号を記載したもの
(4)	点字投票	記号式投票	所定の用紙を用いた複数記載のもの	選肢に付された番号以外の事項を記載したもの	選肢に付された番号を記載し、○の記号を自己の記号を記載したもの
		点字投票	所定の用紙を用いないもの	選肢に付された番号以外の事項を記載したもの	選肢に付された番号を記載し、○の記号を自己の記号を記載したもの
					白紙投票

(5) 各選肢に対する投票数	選肢1	選肢2	選肢3	
	票	票	票	
7 開票事務従事者	人	1 〇〇〇 2 〇〇〇の職員 3 その他の者		人 人 人
総数				

年 月 日 調製

開票管理者

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

- 開票立会人
- 開票立会人
- 開票立会人
- 開票立会人
- 開票立会人

県民投票録

年 月 日 執行

1	県民投票会開設場所	氏名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び理由
2	県民投票会立会人			
3	県民投票会開閉時刻	年 月 日	時 分	開 閉 会
4	県民投票の結果	票	有効投票票	無効投票票
	(1) 投票の内訳	票	票	票
	(2) 各選肢に対する投票の総数等	選肢1	選肢2	選肢3
		票	票	票
	投票の総数			
	投票の総数に占める割合	%	%	%
4	県民投票会事務従事者	総数	人	人
			1 〇〇〇	人
			2 〇〇〇の職員	人
			3 その他の者	人

年 月 日 調製

県民投票長

我々は、この県民投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

- 県民投票会立会人
- 県民投票会立会人
- 県民投票会立会人
- 県民投票会立会人
- 県民投票会立会人